

石内東自治会 規約

第1章 総 則

第1条（名称）

この会は、「石内東自治会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、安全で安心して暮らすことができる住みよい地域づくりのために活動することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦・扶助に関すること
- (2) 会員相互の連絡調整
- (3) 自治会内の環境整備
- (4) 地域の防犯・防災活動
- (5) その他必要な事業

第4条（事務所）

本会の事務所は、会長宅に置く。

第5条（区域）

本会の区域は、広島市佐伯区石内東地区とする。

第2章 会 員

第6条（資格）

本会の区域内に住所を有する世帯は、本会に入会する資格を有する。

第7条（入会・退会）

- 1 本会へ入会・退会するときは、会長に届け出るものとする。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 住所を区域外へ移したとき。
 - (2) 死亡したとき。

第8条（権利・義務）

- 1 本会の会員は、次の権利を有する。
 - (1) 本会の各種事業への参加
 - (2) 役員の選挙権及び被選挙権

- 2 本会の会員は、次の義務を負う。
 - (1) 本会の運営に誠意をもって協力すること
 - (2) 会費を納入すること
 - (3) 規約に基づく諸会議に出席すること
- 3 本会を退会する際、納入した会費その他抛出品の払い戻しを受けることはできない。

第9条（会費）

- 1 会費は、会員一戸当たり月額 300 円とする。
- 2 会費は、半期（4月、10月）に1度、まとめて 1,800 円を班長が会員から徴収し、その月の 25 日までに会計に納入する。
- 3 新しく入会した場合、翌月分から会費を納入する。
- 4 臨時に資金を必要とするときは、総会に諮った上で臨時会費を徴収することがある。

第3章 役員

第10条（種別）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 1名
- (4) 総務部 4－6名
- (5) 会 計 1名
- (6) 班 長 各班1名
- (7) 監 事 1名

第11条（選任）

役員は、総会において選任する。

第12条（職務）

各役員の主な職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、本会の事業を総括、執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐して本会の事業を執行し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
また、総会及び役員会の運営を行う。
- 3 理事は、総務部の事業執行の相談役となり、適宜会長、副会長と情報を共有し、事業の円滑な推進を図る。
- 4 総務部は、防犯・防災活動、地域清掃、イベント等の企画・実施を行う。なお、活動の実施に当たって人員が必要な場合は、適宜会員を招集し、協力・分担して活動を実施する。
- 5 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 6 班長は、班の連絡調整、会費の徴収を行う。
- 7 監事は、本会の会計帳簿及び領収書等の証拠書類を監査する。また、総会及び役員会実施時の議事録の作成を行う。

第 13 条（任期）

- 1 役員の任期は、1 年とする。再任を妨げないが、会計及び監事は、連続して2期を超えて選出できないものとする。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第 4 章 総 会

第 14 条（種別）

- 1 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎年 4 月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第 15 条（構成）

総会は、全会員で構成する。

第 16 条（審議事項）

総会では、次の事項を審議し、議決する。

- （1）事業計画、事業報告に関する事項
- （2）予算、決算に関する事項
- （3）役員の選任及び解任に関する事項
- （4）規約等の改正に関する事項
- （5）その他重要事項

第 17 条（召集）

- 1 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時・場所を示して、開会の 7 日前までに通知する。

第 18 条（議長）

総会の議長は、会長またはその総会に出席した会員の中から選出する。

第 19 条（議決）

- 1 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会を欠席する場合も、会長に委任状を提出すれば、議決のための票を入れることができる。

第 5 章 役 員 会

第 20 条（構成）

役員会は、役員をもって構成する。

第 21 条（議決事項）

役員会では、この規定に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （１）総会に付議すべき事項
- （２）総会において議決した事項の執行に関する事項
- （３）その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 22 条（召集）

役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。

第 23 条（議長）

役員会の議長は、会長とする。

第 6 章 会 計

第 24 条（経費）

- 1 本会の経費は、会費、助成金、寄付金等の収入をもってこれにあてる。
- 2 経費は、総会で決した事項に支弁することを基本とする。ただし、1 万円未満で会長が必要と認めたものについては、随時支弁することができることとする。

第 25 条（役員手当）

本会の役員に、以下の手当を支給する。

- | | |
|--------|------------|
| （１）会 長 | 年額 5,000 円 |
| （２）副会長 | 年額 3,000 円 |
| （３）理 事 | 年額 3,000 円 |
| （４）総務部 | 年額 2,000 円 |
| （５）会 計 | 年額 2,000 円 |
| （６）班 長 | 年額 2,000 円 |
| （７）監 事 | 年額 2,000 円 |

第 26 条（予算・決算）

- 1 本会の収支予算は、総会の議決を経て定める。
- 2 会計は、収支報告書と資産目録を作成し、年 1 回総会で報告して承認を得る。

第 27 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石内東自治会 役員選出基準細則

第1条(目的)

この選出基準は、石内東自治会役員選出の細則として設ける。

第2条(役員候補者の選出)

各班において、班長 1 名、役員候補者 1 名以上を選出する。役員候補者については、その事前に会員から公募することができるものとする。班長候補者については、前年度班長が各班の中から1名指名する。

第3条(役員候補者の職務分担)

前条により選出された役員候補者のなかで、担当職務を互選により決定する。

第4条(年度途中における班構成と役員候補者選出基準)

入居者の増加に伴い、新たな班を構成する場合には次による。

- 1 同じ班内に 5 世帯以上の会員がいれば、新規に班を構成することが出来る。
- 2 新たな班構成に伴い、新規に班長を選出することが出来る。

また、この新班長の担当職務については、役員会で協議の上決定するものとする。

第5条(改廃)

この細則の改廃は、役員会の審議を経て、決定事項を総会で報告する。

附 則

この細則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

石内東自治会 役員会内規

第1条 （目的）

この内規は、石内東自治会規約第2条の規定に定める目的を達成するため、また、役員会を円滑・効果的に運営するため、役員間の申し合わせ事項として設ける。

第2条 （役員職務）

規約第12条（職務）で定める各役員の職務の具体的分担は、下表のとおりとする。なお、これを標準として各役員の個別事情等を勘案して相互協力により業務を円滑に遂行するものとする。

役職名	職務分担
会 長	○ 自治会運営の統括 ○ 区役所等との対外連携業務
副会長	○ 会長代行及び補佐業務 ○ 各部の相談役 ○ 総会及び役員会の運営業務
理 事 総務部	○ 石内東自治会規約の管理 ○ 総会及び役員会の運営補助業務 ○ 自治会入会・退会等の事務業務 ○ 回覧配信、ホームページ管理業務 ○ 地域清掃等のイベント運営 ○ 上記に付随する業務
会 計	○ 会費・助成金・寄付金等の出納業務 ○ 預貯金管理 ○ 上記に付随する業務
班 長	○ 担当班のとりまとめ ○ 会員の相談窓口 ○ 担当班内の会費及びその他経費の徴収事務 ○ 担当班内における自治会への入退会事務等 ○ 上記に付随する業務
監 事	○ 会計監査 ○ 自治会運営に関する相談役 ○ 総会及び役員会の記録業務

第3条 （関係組織との連携強化）

第2条（役員職務）に定めるとおり、各部が主体的に関係組織と十分な連携を行い、相互応援及び課題解決することで、地域活性化、活気ある住みよい街づくりを推進する。なお、連携強化及び対応にあたり、多額の予算を要する事案、自治会全体に影響がある等重要な事案については、適宜、役員会に報告・上申し、決議する。

第4条 （活動費）

会員が対外的な行事・会議等会務のために経費が必要なときは、会長の判断により実費を支給することができる。

第5条（改廃）

この内規の改廃は、役員会で審議し、決定する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。